

大学コンソーシアム京都「単位互換制度」 単位認定要件

1. 対象学年：1～3年次生（4年次以上は随意科目としてのみ受講可）
2. 認定対象科目：
政策学部教授会が予め認めた科目
※認定対象科目以外の受講については、随意科目としての受講を認める。
※認定科目については単位互換募集に係るポータルサイト「お知らせ」をご確認下さい。
3. 単位認定：
教養科目もしくはコア科目以外の政策学部専攻科目として 6 単位、卒業要件単位として 4 年間で 6 単位まで認定します。（超過分は随意科目として認定）
※ただし、「大学コンソーシアム京都単位互換科目」、「放送大学科目」を含め 8 単位を上限とします。
4. 履修登録制限：
年間登録は 6 単位以内であり、履修登録制限単位数には含みません。
※随意科目として受講する場合でも年間登録は 6 単位以内とします。
5. その他
本学開講科目の履修登録や移動時間等を十分考慮の上、登録を行ってください。

以上